## 平成30年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時:平成30年8月9日(木)午後2時~

場所:上越市レインボーセンター第三会議室

- 1 開 会
- 2 健康福祉部長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議 事
  - (1)上越市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)

【資料1】

(2) 平成29年度上越市国民健康保険特別会計決算(見込み)について

【資料2-1】

【資料2-2】

(3) 平成29年度上越市診療所特別会計決算(見込み)について

【資料3】

(4) 平成30年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(案)について

【資料4】

- (5) その他
- 5 閉 会

# 上越市国民健康保険税条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

## 1 専決理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、一部が同年 4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準に ついて、所要の改正を行ったもの

## 2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「54万円」から「58万円」 に引き上げる。(第3条、第25条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる 世帯の所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を「27万円」から「27 万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の 数に乗ずべき金額を「49万円」から「50万円」にそれぞれ引き上げる。(第 25条関係)
- (3) (1)及び(2)の改正は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、 平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。 (附則第2項関係)
- 3 施行期日 平成30年4月1日
- 4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

正 改 正 後 改 前 (課税額) (課税額) 第3条 略 第3条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前 条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」と いう。)を除く。)及びその世帯に属する 国民健康保険の被保険者につき算定した所 得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別 平等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が58万円を超える場合においては、 基礎課税額は、58万円とする。
- 3 及び 4 略

(国民健康保険税の減額)

第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額 は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前 条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」と いう。)を除く。)及びその世帯に属する 国民健康保険の被保険者につき算定した所 得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別 平等割額の合算額とする。ただし、当該合 算額が54万円を超える場合においては、 基礎課税額は、54万円とする。
- 3 及び 4 略

(国民健康保険税の減額)

第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額 は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得

## 改 正 後

た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万</u>円)、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

## 改 正 前

た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万</u>円)、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~エ 略